

## 資料 12 事業主体別ごみ処理施設の整備状況（令和5年3月末現在）

（単位：t／日）

事業主体名	規模	処理方式
京 都 市	700	全連続・ストーカー式
	400	〃
	500	〃
福 知 山 市	150	〃
舞 鶴 市	60	准連続・ストーカー式
	80	〃
亀 岡 市	120	全連続・ストーカー式
京 田 辺 市	80	准連続・流動床式
京 丹 後 市	42	全連続・ストーカー式
	21	〃
乙 訓 環 境 衛 生 組 合	150	〃
	75	〃
城 南 衛 生 管 理 組 合	240	〃
	115	〃
木津川市精華町環境施設組合	94	〃
宮津与謝環境組合	30	〃
合 計	2,857	

### 資料13 一般廃棄物の排出状況（令和3年度）

保健所	市町村名	計画処理 区域内人 口 (人)	ごみ排出量				排出元別内訳		1人1日当たりの排出量			集団回 収量※ (t)	【参考】ごみ排出量 (自家処理除き、集団回収量を 含む)	
			計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	自家処理 (t)	(t)	生活系ご み (t)	事業系ご み (t)	生活系ご み (g/人・日)	事業系ご み (g/人・日)	(g/人・日)		総排出量 (t)	1人1日当 たり排出量 (g/人・日)
京都府合計		2,576,036	605,394	79,381	0	684,775	435,670	249,105	463	265	728	43,635	728,410	775
京都市		1,453,956	350,613	30,520	0	381,133	211,492	169,641	399	320	718	21,043	402,176	758
京都市以外市町村計		1,122,080	254,781	48,861	0	303,642	224,178	79,464	547	194	741	22,592	326,234	797
乙訓	向日市	57,105	13,525	477	0	14,002	10,601	3,401	509	163	672	2	14,004	672
	長岡京市	81,211	19,708	1,416	0	21,124	14,651	6,473	494	218	713	1,682	22,806	769
	大山崎町	16,425	3,505	291	0	3,796	2,919	877	487	146	633	0	3,796	633
山城北	宇治市	183,865	33,551	11,012	0	44,563	34,120	10,443	508	156	664	5,240	49,803	742
	城陽市	75,333	15,097	4,674	0	19,771	15,097	4,674	549	170	719	2,573	22,344	813
	久御山町	15,571	3,767	3,198	0	6,965	3,767	3,198	663	563	1,225	0	6,965	1,225
	八幡市	70,013	18,208	546	0	18,754	14,947	3,807	585	149	734	1,549	20,303	794
	京田辺市	70,728	16,536	592	0	17,128	13,694	3,434	530	133	663	1,692	18,820	729
	井手町	7,196	1,951	348	0	2,299	1,951	348	743	132	875	47	2,346	893
	宇治田原町	9,019	2,928	60	0	2,988	2,515	473	764	144	908	359	3,347	1,017
山城南	木津川市	79,555	18,344	1,513	0	19,857	15,172	4,685	522	161	684	2,085	21,942	756
	笠置町	1,213	382	73	0	455	382	73	863	165	1,028	0	455	1,028
	和束町	3,712	1,008	0	0	1,008	940	68	694	50	744	0	1,008	744
	精華町	36,962	9,218	75	0	9,293	7,243	2,050	537	152	689	1,274	10,567	783
	南山城村	2,568	583	45	0	628	586	42	625	45	670	0	628	670
南丹	亀岡市	87,302	21,624	589	0	22,213	16,237	5,976	510	188	697	1,915	24,128	757
	南丹市	30,870	6,218	979	0	7,197	4,551	2,646	404	235	639	356	7,553	670
	京丹波町	13,385	2,666	283	0	2,949	2,120	829	434	170	604	78	3,027	620
中丹西	福知山市	76,575	13,411	8,473	0	21,884	14,972	6,912	536	247	783	1,190	23,074	826
中丹東	舞鶴市	78,428	18,310	5,737	0	24,047	16,721	7,326	584	256	840	1,309	25,356	886
	綾部市	32,493	7,610	1,450	0	9,060	7,431	1,629	627	137	764	823	9,883	833
丹後	宮津市	16,958	5,798	822	0	6,620	5,777	843	933	136	1,070	0	6,620	1,070
	京丹後市	52,997	14,520	5,357	0	19,877	12,160	7,717	629	399	1,028	0	19,877	1,028
	伊根町	2,000	585	67	0	652	522	130	715	178	893	113	765	1,048
	与謝野町	20,596	5,728	784	0	6,512	5,102	1,410	679	188	866	305	6,817	907

※ 集団回収量は、自治会や子供会等による収集のうち市町村が補助金の交付等により関与しているものを集計しており、市町村が関与していない回収や個人単位の資源回収は含まれていない。

# 資料14 一般廃棄物の処理状況（令和3年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	ごみ処理量								合計 (①+③+ ④+⑥)	集団回 収量	処理の内訳(集団回収を含む)				処理比率(%)		
		焼 却		焼却以外 の 中間処理	埋 立		資源化		再生利用			減量化	最終処分	合計	再生利 用率	減量化 率	最終処 分率	
		直接焼却	処理残さ 焼却		直接埋立	処理残さ埋 立	直接資源 化	中間処 理資源 化										⑥+ ⑦+ ⑨
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬						
京都府合計		552,709	45,918	124,097	8,792	89,669	4,926	53,608	690,524	43,635	102,169	533,529	98,461	734,159	13.9%	72.7%	13.4%	
京 都 市		319,573	32,322	65,019	1,016	47,525	850	26,077	386,458	21,043	47,970	310,990	48,541	407,501	11.8%	76.3%	11.9%	
京都市以外市町村計		233,136	13,596	59,078	7,776	42,144	4,076	27,531	304,066	22,592	54,199	222,539	49,920	326,658	16.6%	68.1%	15.3%	
乙 訓	向 日 市	12,642	541	1,295	51	2,049	132	661	14,120	2	795	11,227	2,100	14,122	5.6%	79.5%	14.9%	
	長岡京市	17,893	1,321	3,096	25	3,051	110	1,584	21,124	1,682	3,376	16,354	3,076	22,806	14.8%	71.7%	13.5%	
	大山崎町	3,254	243	539	16	557	5	259	3,814	0	264	2,977	573	3,814	6.9%	78.1%	15.0%	
山城北	宇 治 市	33,386	3,881	9,953	630	6,774	595	3,195	44,564	5,240	9,030	33,370	7,404	49,804	18.1%	67.0%	14.9%	
	城 陽 市	15,366	1,605	4,069	107	3,085	229	1,425	19,771	2,573	4,227	14,925	3,192	22,344	18.9%	66.8%	14.3%	
	久御山町	5,888	368	958	17	951	106	348	6,969	0	454	5,547	968	6,969	6.5%	79.6%	13.9%	
	八 幡 市	14,727	1,548	3,632	250	2,995	145	1,016	18,754	1,549	2,710	14,348	3,245	20,303	13.3%	70.7%	16.0%	
	京田辺市	14,475	1,091	2,360	360	1,741	402	1,090	17,597	1,692	3,184	14,004	2,101	19,289	16.5%	72.6%	10.9%	
	井 手 町	1,725	195	461	10	370	103	131	2,299	47	281	1,685	380	2,346	12.0%	71.8%	16.2%	
	宇治田原町	2,082	295	673	222	493	11	178	2,988	359	548	2,084	715	3,347	16.4%	62.3%	21.4%	
山城南	木津川市	15,926	972	3,762	17	2,340	152	2,096	19,857	2,085	4,333	15,252	2,357	21,942	19.7%	69.5%	10.7%	
	笠 置 町	229	24	174	0	189	52	15	455	0	67	199	189	455	14.7%	43.7%	41.5%	
	和 束 町	581	0	427	0	340	0	73	1,008	0	73	595	340	1,008	7.2%	59.0%	33.7%	
	精 華 町	7,653	233	1,599	0	1,113	41	1,163	9,293	1,274	2,478	6,976	1,113	10,567	23.5%	66.0%	10.5%	
	南山城村	353	32	275	0	333	90	40	718	0	130	255	333	718	18.1%	35.5%	46.4%	
南 丹	亀 岡 市	18,737	287	1,998	1,513	2,399	0	1,698	22,248	1,915	3,613	16,638	3,912	24,163	15.0%	68.9%	16.2%	
	南 丹 市	5,889	0	1,226	82	566	0	1,226	7,197	356	1,582	5,323	648	7,553	20.9%	70.5%	8.6%	
	京丹波町	2,339	0	559	51	231	0	559	2,949	78	637	2,108	282	3,027	21.0%	69.6%	9.3%	
中丹西	福知山市	16,344	315	4,903	9	5,172	506	1,608	21,762	1,190	3,304	14,467	5,181	22,952	14.4%	63.0%	22.6%	
中丹東	舞 鶴 市	19,382	645	4,425	355	3,749	0	2,212	24,162	1,309	3,521	17,846	4,104	25,471	13.8%	70.1%	16.1%	
	綾 部 市	0	0	7,333	1,170	101	253	3,904	8,756	823	4,980	3,328	1,271	9,579	52.0%	34.7%	13.3%	
丹 後	官 津 市	4,652	0	1,705	263	391	0	639	6,620	0	639	5,327	654	6,620	9.7%	80.5%	9.9%	
	京丹後市	14,824	0	1,643	2,628	2,642	782	1,643	19,877	0	2,425	12,182	5,270	19,877	12.2%	61.3%	26.5%	
	伊 根 町	414	0	238	0	37	0	68	652	113	181	547	37	765	23.7%	71.5%	4.8%	
	与謝野町	4,375	0	1,775	0	475	362	700	6,512	305	1,367	4,975	475	6,817	20.1%	73.0%	7.0%	

（注）ごみ処理量には集団回収量を含まない。処理の内訳及び処理比率は集団回収量を含めた上で算出している。

資料15 市町村におけるごみの資源化状況（令和3年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル類	プラスチック類	布類	その他 (廃食用油、肥料含む)	合計
京都府合計		1,757	207	65	12	404	218	2,263	4,926
京都市		42	0	36	0	0	0	772	850
京都市以外計		1,715	207	29	12	404	218	1,491	4,076
乙訓	向日市	62	13	29	12	0	0	16	132
	長岡京市	73	0	0	0	0	12	25	110
	大山崎町	0	0	0	0	0	0	5	5
山城北	宇治市	208	0	0	0	2	14	371	595
	城陽市	0	0	0	0	0	0	229	229
	久御山町	0	0	0	0	0	0	106	106
	八幡市	0	0	0	0	0	0	145	145
	京田辺市	0	0	0	0	402	0	0	402
	井手町	99	0	0	0	0	0	4	103
	宇治田原町	0	0	0	0	0	0	11	11
山城南	木津川市	140	0	0	0	0	12	0	152
	笠置町	52	0	0	0	0	0	0	52
	和束町	0	0	0	0	0	0	0	0
	精華町	27	0	0	0	0	1	13	41
	南山城村	90	0	0	0	0	0	0	90
南丹	亀岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	南丹市	0	0	0	0	0	0	0	0
	京丹波町	0	0	0	0	0	0	0	0
中丹西	福知山市	506	0	0	0	0	0	0	506
中丹東	舞鶴市	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾部市	65	9	0	0	0	179	0	253
丹後	宮津市	0	0	0	0	0	0	0	0
	京丹後市	31	185	0	0	0	0	566	782
	伊根町	0	0	0	0	0	0	0	0
	与謝野町	362	0	0	0	0	0	0	362

## 資料16 一般廃棄物の集団回収状況（令和3年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	紙類	金属類	ガラス類	布類	その他	合計
京 都 府 合 計		40,571	300	167	2,523	74	43,635
京 都 市		19,522	121	165	1,192	43	21,043
京 都 市 以 外 計		21,049	179	2	1,331	31	22,592
乙 訓	向 日 市	0	0	0	0	2	2
	長 岡 京 市	1,609	0	0	73	0	1,682
	大 山 崎 町	0	0	0	0	0	0
山 城 北	宇 治 市	4,867	0	0	373	0	5,240
	城 陽 市	2,423	0	0	150	0	2,573
	久 御 山 町	0	0	0	0	0	0
	八 幡 市	1,427	0	0	117	5	1,549
	京 田 辺 市	1,559	49	0	84	0	1,692
	井 手 町	44	1	0	2	0	47
	宇 治 田 原 町	330	5	0	24	0	359
山 城 南	木 津 川 市	1,903	0	0	182	0	2,085
	笠 置 町	0	0	0	0	0	0
	和 束 町	0	0	0	0	0	0
	精 華 町	1,144	14	0	116	0	1,274
	南 山 城 村	0	0	0	0	0	0
南 丹	亀 岡 市	1,824	0	0	91	0	1,915
	南 丹 市	324	0	0	32	0	356
	京 丹 波 町	77	0	0	1	0	78
中 丹 西	福 知 山 市	1,038	68	2	58	24	1,190
中 丹 東	舞 鶴 市	1,273	35	0	1	0	1,309
	綾 部 市	803	0	0	20	0	823
丹 後	宮 津 市	0	0	0	0	0	0
	京 丹 後 市	0	0	0	0	0	0
	伊 根 町	110	0	0	3	0	113
	与 謝 野 町	294	7	0	4	0	305

資料17 家庭ごみの収集状況（令和4年4月1日現在）

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	スチール缶	アルミ缶	ガラス	プラスチック類				その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ	
							ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック				
京都市	6	燃やすごみ	—	缶・びん・ペットボトル (ガラスはびんのみ)			プラスチック製容器包装				雑がみ/新聞紙/段ボール	小型金属類・スプレー缶	大型ごみ	
向日市	10	燃やすごみ	その他不燃物	空き缶	空きビン	ペットボトル	その他プラスチック				—	蛍光灯/筒型乾電池 / スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ	
長岡京市	13	可燃ごみ	その他不燃物	スチール缶	アルミ缶	ビン(3)	ペットボトル	その他プラスチック				—	蛍光灯/筒型乾電池 / スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ
大山崎町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン	ビン	ペットボトル	容器・包装プラスチック類				—	蛍光灯/筒型乾電池 / スプレー缶類・ガスライター	粗大ごみ	
宇治市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶	びん	ペットボトル	プラマーク(プラスチック製容器包装)				新聞紙/段ボール/雑誌等/古布類	筒型乾電池 / スプレー缶・カセットボンベ	臨時ごみ	
城陽市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)				紙パック	廃乾電池 / スプレー缶・カセットボンベ / 使い捨てライター	大型ごみ	
久御山町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類	びん類	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)				紙パック	廃乾電池/スプレー缶・カセットボンベ/ライター / 蛍光灯 / 水銀体温計/水銀血圧計	大型ごみ	
八幡市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン	ペットボトル	発泡食品トレイ・発泡スチロール		プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)	紙パック	乾電池/スプレー缶・カセットボンベ/ライター / 蛍光灯	大型ごみ		
京田辺市	12	燃やすごみ	破砕ごみ/直接埋立ごみ/危険ごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	プラスチック容器包装				紙ごみ	乾電池/スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ	
井手町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン	ビン	ペットボトル / キヤップ	プラマーク容器包装				古紙/紙パック	乾電池 / カセットボンベ・スプレー缶	粗大ごみ	
宇治田原町	10	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲食料缶	飲食料ガラスびん	ペットボトル	プラマーク容器包装物				紙パック	乾電池 / スプレー缶・カセットボンベ	大型ごみ	
木津川市	5	可燃ごみ	燃やさないごみ			ペットボトル	ビニール・プラスチック容器包装				—	—	粗大ごみ	
笠置町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	—	古紙	—	粗大ごみ		
和東町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装				その他プラスチック類	—	粗大ごみ	
精華町	9	燃やすごみ	—	カン・鉄くず類	びん・ガラス類	ペットボトル	プラスチック製容器包装				ビニール・プラスチックごみ/古紙類 / 廃食用油/使用済インクカートリッジ / 使用済小型家電	使用済乾電池 / 水銀使用廃製品	粗大ごみ	
南山城村	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装				その他プラスチックごみ	—	粗大ごみ	
亀岡市	11	燃やすごみ	埋立てごみ	空きカン	空きビン(3)	ペットボトル	プラスチック製容器包装				—	乾電池/カセットボンベ・スプレー缶・ライター	粗大ごみ	
南丹市	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス・陶磁器類(4)	ペットボトル	プラスチック製容器包装				紙パック/段ボール / 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等 / 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
京丹波町	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス・陶磁器類(4)	ペットボトル	プラスチック製容器包装				紙パック/段ボール / 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等 / 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
福知山市	18	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン(3)	ペットボトル	容器包装プラスチック				紙パック/古紙類(3)/布類	乾電池等/蛍光灯 / スプレー缶/ライター	粗大ごみ	
舞鶴市	14	可燃ごみ	その他の埋立ごみ	飲料用空き缶類	食用びん類(3)	ペットボトル	プラスチック容器包装類				金属類/紙ごみ(3)	乾電池・蛍光灯・ライター・水銀体温計・充電式小型家電・スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ	
綾部市	14	燃やして処理するごみ	燃やさないで処理するごみ	カン類	びん類(3)	ペットボトル	白色トレイ	—	—	衣類	乾電池/蛍光灯・電球 / カセットボンベ・スプレー缶 / ライター	粗大ごみ		
宮津市	17	燃やすごみ	燃やさないごみ(2)	カン類	ビン類(3)	ペットボトル	発泡スチロール類		プラスチック製容器包装	紙パック/段ボール / 紙製容器包装	乾電池/蛍光灯 / 水銀灯/スプレー缶	大型ごみ		
京丹後市	11	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン	空きビン(3)	ペットボトル	発泡スチロール		容器包装プラスチック	—	ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	粗大ごみ		
伊根町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ/不燃ごみ	缶	ビン類	ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック製容器包装	その他紙製容器包装	蛍光灯/乾電池 / スプレー缶/ライター	大型ごみ		
与謝野町	12	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類(飲食用)	ビン類	ペットボトル	発砲スチロール		プラスチック製容器包装	紙パック/段ボール / 新聞 / 雑がみ/紙製容器包装	蛍光灯/乾電池 / スプレー缶/ライター	—		

(注) 枠内の( )内数や品目を「/」で区切っているものは、分別して排出することを表す。  
粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

## 資料18 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況（令和5年4月1日現在）

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容
		コンポスト容器	EM容器	電気式処理機	その他	
京都市	H18					休止中
						休止中
向日市	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円 (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
長岡京市	事業廃止 (~H28)					
大山崎町	H15	○	○	○		補助率:2/3 上限:60,000円 (5,000円未満は対象外、5年以内再申請不可)
宇治市	事業廃止 (~H29)					
城陽市	H5	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円 (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
久御山町	事業廃止 (~H25)					
八幡市	事業廃止 (~H14)					
京田辺市	H4	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円(H12.4~)
井手町	H8	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円(H12.5~)
宇治田原町	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (1世帯2基まで)
木津川市	H18 (合併時)	○	○		○	補助率:1/2 上限:20,000円 (バイオ式に限る、電気を用いるものは対象外、5年以内の再申請不可)
笠置町	H5	○		○		上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円
和束町	H9	○	○	○		上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円
精華町	H13	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (EM容器は1世帯2基まで、5年以内再申請不可)
南山城村	H6	○		○		補助率:購入価格の範囲内 上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
亀岡市	H4	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで、5年以内再申請不可)
南丹市	H18 (合併時)	○	○	○	○	補助率:1/2 上限:コンポスト4,000円、電気式20,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで) 【可燃ごみ収集庫(集落単位で設置するもの)】 1台につき2/3以内、上限50,000円
京丹波町	H17 (合併時)	○	○	○		上限:コンポスト2,000円、電気式10,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
福知山市	事業廃止 (~H22)					
舞鶴市	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円(H30.4~) (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
綾部市	-					
宮津市	事業廃止 (~H20)					
京丹後市	H30			○		電気式(定額:10,000円)
与謝野町	H17 (合併時)	○	○	○	○	補助率:1/2 上限:コンポスト5,000円、電気式15,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
伊根町	H12	○	○	○		補助率:1/2 上限:30,000円
合計		17	15	17	3	

## 資料19 京都府汚水処理人口普及率(令和5年3月末現在)

(単位:人、%)

市町村名	行政人口	公共下水道		農業集落排水・漁排・林排・モプラ等		合併浄化槽		処理人口計	汚水処理人口普及率
		処理人口	シェア	処理人口	シェア	処理人口	シェア		
京都府計	2,493,632	2,378,988	95.4%	38,390	1.5%	42,042	1.7%	2,459,420	98.6%
京都市を除く	1,111,810	1,004,588	90.4%	38,006	3.4%	37,876	3.4%	1,080,470	97.2%
京都市	1,381,822	1,374,400	99.5%	384	0.0%	4,166	0.3%	1,378,950	99.8%
福知山市	75,471	64,465	85.4%	7,469	9.9%	2,446	3.2%	74,380	98.6%
舞鶴市	77,222	71,160	92.1%	2,022	2.6%	2,352	3.0%	75,534	97.8%
綾部市	31,731	16,566	52.2%	3,995	12.6%	6,740	21.2%	27,301	86.0%
宇治市	181,616	177,582	97.8%	-	-	640	0.4%	178,222	98.1%
宮津市	16,554	11,978	72.4%	-	-	1,621	9.8%	13,599	82.1%
亀岡市	86,975	75,340	86.6%	7,575	8.7%	1,816	2.1%	84,731	97.4%
城陽市	74,369	74,005	99.5%	-	-	174	0.2%	74,179	99.7%
向日市	56,662	56,662	100.0%	-	-	0	-	56,662	100.0%
長岡京市	81,948	81,869	99.9%	-	-	8	0.0%	81,877	99.9%
八幡市	69,365	69,312	99.9%	-	-	0	-	69,312	99.9%
京田辺市	71,558	70,640	98.7%	532	0.7%	60	0.1%	71,232	99.5%
京丹後市	51,537	29,044	56.4%	6,271	12.2%	7,006	13.6%	42,321	82.1%
南丹市	30,242	22,482	74.3%	4,726	15.6%	2,257	7.5%	29,465	97.4%
木津川市	80,026	75,125	93.9%	-	-	4,298	5.4%	79,423	99.2%
大山崎町	16,505	16,494	99.9%	-	-	0	-	16,494	99.9%
久御山町	15,464	15,439	99.8%	-	-	16	0.1%	15,455	99.9%
井手町	7,032	7,006	99.6%	-	-	4	0.1%	7,010	99.7%
宇治田原町	8,855	7,826	88.4%	-	-	528	6.0%	8,354	94.3%
笠置町	1,148	0.0%	-	-	-	483	42.1%	483	42.1%
和束町	3,571	2,174	60.9%	-	-	744	20.8%	2,918	81.7%
精華町	36,648	36,378	99.3%	-	-	32	0.1%	36,410	99.4%
南山城村	2,481	0.0%	-	-	-	1,687	68.0%	1,687	68.0%
京丹波町	12,876	4,110	31.9%	4,123	32.0%	4,403	34.2%	12,636	98.1%
伊根町	1,935	0.0%	-	1,089	56.3%	318	16.4%	1,407	72.7%
与謝野町	20,019	18,931	94.6%	204	1.0%	243	1.2%	19,378	96.8%

「シェア」＝処理人口／行政人口

四捨五入の関係で「シェア」の合計が汚水処理人口普及率と一致しないことがある。



## 資料 20 市町村別水洗化事業実施状況（令和 5 年 3 月末現在）

〔（ ）〕は箇所数

市 町 村 名	下 水 道				農業集 落排水	漁業集 落排水	コミュニ ティ プラント	浄 化 槽	その他
	流 域 関 連		単 独						
	公共下水道	特環下水道	公共下水道	特環下水道					
京 都 市	( 2)		( 4)	( 2)	( 1)			(1,082)	
福 知 山 市			( 1)	( 3)	(17)			(1,352)	(1)「簡」
舞 鶴 市			( 2)	( 3)	( 8)	( 3)		(1,546)	
綾 部 市			( 2)		(10)		( 1)	(3,169)	
宇 治 市	( 1)		( 1)	( 1)				( 833)	
宮 津 市	( 1)							( 631)	
亀 岡 市			( 1)	( 1)	( 5)			( 516)	
城 陽 市	( 1)							( 123)	
向 日 市	( 1)								
長 岡 京 市	( 1)								
八 幡 市	( 1)		[ 2]						
京 田 辺 市	( 1)				( 3)				
京 丹 後 市			( 2)	( 3)	( 8)	( 1)		(2,956)	
南 丹 市			( 2)	( 5)	(19)			(1,107)	(2)「林」
木 津 川 市	( 2)		( 1)					( 586)	
市 計 (京都市を除く)	( 9)		(14)	(16)	(71)	( 4)	( 1)	(13,901)	
大 山 崎 町	( 1)								
久 御 山 町	( 1)		[ 1]						
井 手 町	( 1)							( 3)	
宇 治 田 原 町			( 1)					( 309)	
笠 置 町								( 177)	
和 束 町				( 1)				( 257)	
精 華 町	( 1)								
南 山 城 村								( 334)	
京 丹 波 町				( 4)	(15)			(1,548)	(1)「簡」 (2)「林」
伊 根 町						( 4)		( 99)	
与 謝 野 町	( 1)	( 2)			( 2)			( 126)	
町 村 計	( 5)	( 2)	( 2)	( 5)	(17)	( 4)	( 0)	(2,853)	
着手市町村数(箇所数)	14(16)	1( 2)	12(20)	9(23)	10(89)	3( 8)	1( 1)	19(16,754)	3( 6)
供用開始市町村数(箇所数)	14(16)	1( 2)	12(20)	9(23)	10(89)	3( 8)	1( 1)	19(16,754)	3( 6)

注 1) 単独公共下水道の〔 〕の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。

2) 浄化槽は「公共浄化槽等整備推進事業」及び「浄化槽設置整備事業」（国庫補助金（交付金）対象）の累計基数である。

3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。

## 資料 21 事業主体別し尿処理施設の整備事業（令和5年3月末現在）

（単位：kL／日）

事業主体	規模	処理方式	事業主体	規模	処理方式
舞鶴市	49	高負荷脱窒素処理	宮津市	60	好気性消化処理
綾部市	60	好気性消化処理	与謝野町	41	〃
京丹後市	36	標準脱窒素処理	相楽郡広域事務組合	34	高負荷脱窒素処理
	70	〃	船井郡衛生管理組合	94	膜分離処理
合計					486

資料 22 産業廃棄物処理業者等の許可業者数（令和 5 年 3 月末現在）

種類	区分 許可主体	収 集 運 搬	収 集 運 搬 （ 積 替 え 含 む ）	中 間 処 理	最 終 処 分	収 集 運 搬 及 び 理	最 終 運 搬 及 び 分	理 及 び 最 終 処 分 ・ 中 間 処 分	中 間 運 搬 及 び 分	最 終 運 搬 及 び 分	計
産業廃棄物	京都府	5,757	19	20	1	75	2	3	0	0	5,877
	京都市	67	34	18	0	34	0	0	0	0	153
	計	5,824	53	38	1	109	2	3	0	0	6,030
特別管理 産業廃棄物	京都府	510	2	2	0	4	1	0	0	0	519
	京都市	26	2	3	0	1	0	0	0	0	32
	計	536	4	5	0	5	1	0	0	0	551
京 都 府		6,267	21	22	1	79	3	3	0	0	6,396
京 都 市		93	36	21	0	35	0	0	0	0	185
合 計		6,360	57	43	1	114	3	3	0	0	6,581

## 資料 23 産業廃棄物処理施設許可状況（令和5年3月末現在）

施設名	許可主体	京都府	京都市	計
汚泥の脱水施設		9	3	12
汚泥の乾燥施設（機械）		1	0	1
汚泥の乾燥施設（天日）		0	0	0
汚泥の焼却施設		2	3	5
廃油の油水分離施設		3	0	3
廃油の焼却施設		2	3	5
廃酸・廃アルカリの中和施設		0	1	1
廃プラスチック類の破碎施設		14	14	28
廃プラスチック類の焼却施設		4	3	7
木くず又はがれき類の破碎施設		70	45	115
汚泥のコンクリート固形化施設		0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設		0	0	0
廃水銀等の硫化施設		0	0	0
シアン化合物の分解施設		0	2	2
石綿含有産業廃棄物の溶融施設		0	0	0
廃PCB等の焼却施設		0	0	0
廃PCB等の分解施設		0	0	0
PCB汚染物質の洗浄施設		0	0	0
産業廃棄物の焼却施設		3	3	6
最終処分場（しゃ断型）		0	0	0
最終処分場（安定型）		2	0	2
最終処分場（管理型）		9	1	10
計		119 施設	78 施設	197 施設

## 資料 24 産業廃棄物の種類別処理状況（令和元年度・推計）

（単位：t/年）

処理項目 産業廃棄物の種類	排出事業所内処理									排出事業所外処理		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量	自己減量化量	自己未処理自己再生利用量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後自己最終処分量	自己未処理自己最終処分量	委託処理量	委託中間処理量	委託直接最終処分量
01燃え殻	3,774	131	3,644	131	0	0	0	0	0	3,644	2,968	676
02汚泥	2,390,227	2,188,628	201,599	109,919	2,078,709	414	31,498	0	0	279,607	275,593	4,014
03廃油	35,175	168	35,007	101	67	651	0	0	0	34,456	34,427	29
04廃酸	14,909	726	14,183	726	0	0	723	0	0	14,185	14,179	6
05廃アルカリ	8,132	183	7,949	37	146	11	0	0	0	7,975	7,972	2
06廃プラスチック類	135,490	7,583	127,907	2,514	5,069	2,781	105	0	0	127,415	122,658	4,756
07紙くず	17,326	1,105	16,221	49	1,056	8,125	48	0	0	8,096	8,080	16
08木くず	93,071	782	92,289	694	88	2,212	303	0	0	90,468	88,930	1,538
09繊維くず	1,890	0	1,890	0	0	39	0	0	0	1,851	1,850	1
10動植物性残さ	63,515	3,861	59,654	1,761	2,100	718	884	0	0	59,814	59,355	459
11動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12ゴムくず	390	0	390	0	0	367	0	0	0	23	22	0
13金属くず	37,705	211	37,494	204	7	10,227	105	0	0	27,330	26,965	365
14ガラス・陶磁器くず	62,827	2,486	60,341	657	1,829	1,763	379	0	0	58,849	56,643	2,206
15鋳さい	73,443	0	73,443	0	0	33,269	0	0	0	40,174	40,161	13
16がれき類	789,407	27,860	761,547	27,656	204	761	24,735	0	0	763,539	757,600	5,879
17動物のふん尿	238,455	238,455	0	213,178	25,277	0	213,178	0	0	0	0	0
18動物の死体	246	0	246	0	0	0	0	0	0	246	243	3
19ばいじん	377,391	0	377,391	0	0	0	0	0	0	377,391	377,234	157
20その他の産業廃棄物	58,144	351	57,793	146	205	74	0	0	0	57,863	56,906	957
合計	4,401,517	2,472,531	1,928,987	370,078	2,102,453	61,411	271,962	0	0	1,965,357	1,937,970	27,388

処理項目 産業廃棄物の種類	排出事業所外処理							
	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	委託中間処理後量	委託減量化量	委託中間処理後再生利用量	委託中間処理後最終処分量	委託最終処分量	最終処分量	再生利用量	減量化量
01燃え殻	2,968	0	2,968	0	676	676	2,968	0
02汚泥	141,849	133,744	136,963	6,747	8,900	8,900	168,875	2,212,453
03廃油	9,057	25,370	9,057	0	29	29	9,708	25,438
04廃酸	6,712	7,467	6,712	0	6	6	7,436	7,467
05廃アルカリ	1,207	6,765	1,207	2	2	2	1,212	6,911
06廃プラスチック類	95,769	26,889	80,410	0	20,108	20,108	83,295	32,086
07紙くず	6,920	1,160	6,681	240	256	256	14,845	2,217
08木くず	80,633	8,297	79,019	1,614	3,152	3,152	81,534	8,835
09繊維くず	1,733	117	1,700	32	33	33	1,739	117
10動植物性残さ	23,433	35,922	23,420	14	473	473	25,021	38,021
11動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0
12ゴムくず	21	1	20	2	2	2	387	1
13金属くず	25,137	1,828	24,089	1,048	1,413	1,413	34,421	1,871
14ガラス・陶磁器くず	53,273	3,370	48,152	5,121	7,327	7,327	50,294	5,206
15鋳さい	40,161	0	38,678	1,484	1,497	1,497	71,946	0
16がれき類	756,099	1,561	735,911	20,188	26,067	26,067	761,407	1,933
17動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	213,178	25,277
18動物の死体	101	142	101	0	3	3	101	141
19ばいじん	303,172	74,062	302,787	385	542	542	302,787	74,062
20その他の産業廃棄物	42,965	13,941	25,902	17,064	18,021	18,021	25,976	14,147
合計	1,691,723	246,247	1,611,735	53,941	88,507	88,507	1,857,130	2,456,183

最終処分量	再生利用率	減量化率
17.8%	78.6%	0.0%
0.4%	7.1%	92.6%
0.1%	27.6%	72.3%
0.0%	49.9%	50.1%
0.0%	15.0%	85.0%
14.8%	61.5%	23.7%
1.5%	85.7%	12.8%
3.4%	87.6%	9.0%
1.8%	92.0%	6.2%
0.7%	39.4%	59.9%
0.0%	0.0%	0.0%
0.4%	99.2%	0.3%
3.7%	91.3%	5.0%
11.7%	80.1%	8.3%
2.0%	98.0%	0.0%
3.3%	96.5%	0.2%
0.0%	89.4%	10.6%
1.3%	41.3%	57.4%
0.1%	80.2%	19.6%
24.3%	44.7%	24.3%
2.0%	42.2%	55.8%

## 資料 25 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況 (令和4年度)

※法第14条の3の2及び第14条の6の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	14,906

年度	件 数
平成25年度	17
平成26年度	7
平成27年度	10
平成28年度	7
平成29年度	14
平成30年度	6
令和元年度	7
令和2年度	4
令和3年度	0
令和4年度	4

- 注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。  
注2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

## 資料 26 産業廃棄物の不法投棄対策の状況等

(不法投棄・野焼きの立入調査状況)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
立入調査 件数	不法投棄	8,810	7,782	8,582	11,200	12,726	13,846	12,452	13,626	14,715	15,090	13,676
	野焼き等	1238	759	1,337	1,438	1,897	1,670	1,407	1,454	1,695	1,597	1,230
立入調査 箇所数	不法投棄	718	680	552	658	645	780	689	698	678	554	549
	野焼き等	249	135	499	636	670	600	565	504	537	534	444

(府の不法投棄対策の経過)

- ・平成 2 年 12 月 産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
- ・平成 3 年 6 月 府違法開発等対策（地域）機動班の設置
- ・平成 11 年 4 月 産業廃棄物不法投棄等監視員（警察官OB）の設置
- ・平成 11 年 6 月 不法投棄立入等指導マニュアルの作成
- ・平成 11 年 6 月 府環境犯罪対策協議会の設置
- ・平成 12 年 4 月 循環型社会推進課に現職警察官の配置
- ・平成 13 年 4 月 府不法投棄等特別対策本部の設置
- ・平成 13 年 4 月 府不法投棄等特別対策（地域）機動班の設置
- ・平成 13 年 4 月 不法投棄等特別対策室の設置
- ・平成 13 年 5 月 不法投棄等防止旬間を実施
- ・平成 13 年 6 月 不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
- ・平成 13 年 9 月 広域合同監視活動を実施
- ・平成 14 年 1 月 不法投棄等撲滅パトロールを開始
- ・平成 14 年 12 月 不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
- ・平成 14 年 12 月 産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
- ・平成 14 年 12 月 府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
- ・平成 15 年 4 月 “ ” 施行
- ・平成 15 年 12 月 府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
- ・平成 16 年 1 月 “ ” 施行
- ・平成 16 年 5 月 地方機関再編に伴い地域機動班を広域機動班に改組
- ・平成 20 年 4 月 不法投棄等特別対策室を循環型社会推進課不法投棄等対策担当に再編
- ・平成 20 年 4 月 産業廃棄物不法投棄等監視員の指導機能強化（監視指導員に名称変更）
- ・平成 21 年 3 月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定
- ・平成 21 年 10 月 “ ” 施行
- ・平成 27 年 11 月 宅配事業者 5 社と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」を締結
- ・平成 28 年 11 月 「不法投棄やっつけ隊」事業を開始
- ・平成 31 年 1 月 府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を失効
- ・令和 元 年 12 月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を改正（令和 2 年 6 月施行）
- ・令和 3 年 1 月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を改正（令和 3 年 4 月施行）

## 資料27 株式会社京都環境保全公社の概要（令和5年3月末現在）

公 社 の 概 要	・名 称	株式会社 京都環境保全公社（TEL 075-622-8080）
	・所 在 地	京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地
	・設 立	昭和49年7月
	・代 表 者	代表取締役社長 鍋谷 剛
	・役 員 数	14人（代表取締役1人、取締役9人、監査役4人）
	・従 業 員 数	140人
	・資 本 金	授權資本18億円、払込資本15億400万円
	・株 主	京都府（5,500万円出資）、京都市（5,500万円出資）、府内民間企業43社
伏 見 環 境 保 全 セ ン タ ー	・所 在 地	京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地（TEL 075-622-8080）
	・敷 地 面 積	約2.4ha
	中間処理施設	
	・処 理 施 設	焼却施設・破砕施設・圧縮固化施設・減容固化施設・選別施設
	・処 理 能 力	焼却能力 100 t/日、1.64m <sup>3</sup> /日、95t/日 破砕能力 268.2 t/日、1,122.9t/日・圧縮固化能力 60.0 t/日 減容固化能力 2.4 t/日・選別能力120 t/日
	・処理開始時期	昭和60年2月
	・許可産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ＜以上14種類＞
	・許可特別管理産業廃棄物	廃油、感染性産業廃棄物、汚泥 ＜以上3種類＞
	積替保管施設（産業廃棄物）	
	・面積	874m <sup>2</sup>
・許可産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん ＜以上16種類＞	
積替保管施設（特別管理産業廃棄物）		
・面積	173m <sup>2</sup>	
・許可特別管理産業廃棄物	汚泥、廃油、感染性産業廃棄物 ＜以上3種類＞	
瑞 穂 環 境 保 全 セ ン タ ー	・所 在 地	京都府船井郡丹波町猪鼻冠石2番地1（TEL 0771-88-0431）
	・敷 地 面 積	約29ha（埋立面積約9.7ha）
	最終処分場	
	・埋 立 容 量	1,650,000m <sup>3</sup>
	・埋立開始時期	昭和59年2月
	・許可産業廃棄物	燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 ＜以上9種類＞
	・許可特別管理産業廃棄物	廃石綿等 ＜以上1種類＞
	積替保管施設（産業廃棄物）	
	・面積	3,600m <sup>2</sup>
	・許可産業廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ＜以上7種類＞
積替保管施設（特別管理産業廃棄物）		
・面積	3,600m <sup>2</sup>	
・許可特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物 ＜以上1種類＞	



## 資料28 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス計画）の概要

（令和5年12月末現在）

### 1 センターの組織概要

所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
設立年月日	昭和57年3月1日
根拠法令	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
管理委員会	委員長：大阪府知事（堺泉北港港湾管理者）
	委員：京都府知事、滋賀県知事、奈良県知事、和歌山県知事、 兵庫県知事（尼崎西宮芦屋港港湾管理者）、大阪市長（大阪港港湾管理者）、 神戸市長（神戸港港湾管理者）
役員数	19名：理事長1名、副理事長1名、常務理事5名、非常勤理事10名、 非常勤監事2名（うち1名が京都府総合政策環境部長）
代表者	理事長 服部 洋平（兵庫県副知事）
職員数	112名（京都府循環型社会推進課から1名派遣）
資本金	1億3,700万円：京都府出資 417万円、京都市出資 426万円、 その他府内18市町村出資 330万円
出資団体	2府4県169市町村（京都府内：1府10市8町1村）、4港湾管理者
広域処理対象区域	2府4県169市町村（京都府内：10市8町1村、京都市・南丹市・京丹波町以南の19市町村）
広域処理対象港湾	4港湾（大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港）
業務	港湾管理者の委託業務（廃棄物埋立護岸の建設等、海面埋立による土地造成）
	地方公共団体の委託業務（一般廃棄物等の最終処分場の建設等、一般廃棄物等の海面埋立） 産業廃棄物の処分場の建設等及び産業廃棄物の海面埋立

### 2 廃棄物の埋立場所及び容量

埋立処分場 （開始時期）	埋立場所	区画	面積 （ha）	埋立容量（万m <sup>3</sup> ）				
				一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
尼崎沖 （2年1月）	尼崎西宮芦屋港	管理型	33					500
	尼崎市東海岸町地先	安定型	80	220	290	700	390	1,100
泉大津沖 （4年1月）	堺泉北港	管理型	67					1,100
	泉大津市夕風町地先	安定型	136	390	720	1,270	720	2,000
神戸沖 （13年12月）	神戸港	管理型	88					1,500
	神戸市東灘区向洋町地先	管理型	88	720	620	160	0	1,500
大阪沖 （21年10月）	大阪港	管理型	95					1,400
	大阪市此花区北港緑地先	管理型	95	590	530	280	0	1,400
合計			499	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

### 3 埋立状況（令和5年3月末現在）

埋立処分場 （開始時期）	区分	埋立進捗率
尼崎沖 （2年1月）	管理型	96.3%
	安定型	100.0%
泉大津沖 （4年1月）	管理型	96.1%
	安定型	99.1%
神戸沖 （13年12月）	管理型	85.4%
大阪沖 （21年10月）	管理型	50.3%

埋立計画期間：平成元年度～令和14年度まで  
（平成30年3月変更認可）